

令和8年度市町村介護保険地域分析支援業務委託仕様書

1 業務委託名

令和8年度市町村介護保険地域分析支援業務委託

2 業務の目的

介護保険法において、市町村は「当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情」の把握や、「介護保険の実施の状況に関する情報」の分析（以下、「地域分析」という。）を行い、それらの結果を勘案して介護保険事業計画（以下、「計画」という。）を策定するよう努めることとされている。

今後、少子高齢化のさらなる進展が見込まれる中、市町村は、地域の中長期的な人口動態、介護ニーズ等の見通しや課題を踏まえ、その実情に応じた計画を策定して効果的な施策を展開することを通じ、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護保険事業を安定的に運営する必要がある。

本事業は、市町村が地域分析を踏まえて課題を整理し、第9期介護保険事業計画を推進するとともに、第10期介護保険事業計画の策定にあたって効果的な取組や適切な指標を設定できるよう、実務的かつ具体的な支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月5日（金）まで

4 業務の内容

（1）地域分析に係る研修会の実施（全市町村を対象として半日程度で計1回）

- ・ 介護保険業務に携わる市町村職員が、地域分析及び当該分析結果を第10期計画の策定に繋げるための手法を習得するための研修会を実施する。
- ・ 研修会は、①地域分析の意義や必要性 ②分析に用いることのできるデータ ③地域分析の手法 ④地域分析及び各種調査の結果を施策や第10期計画に反映させるための視点を市町村職員が習得できるような内容とすること。
- ・ 地域分析の手法については、各種データから考察しうる事項やその検証方法について、市町村職員が実行可能な内容を詳細に解説するとともに、市町村職員の理解を促す工夫をすること。
- ・ 制度改正や国通知等の最新動向を踏まえ、第10期計画に求められる内容に対応した分析について解説すること。また、その際、地域包括ケア「見える化」システムにおいてリリース予定の新たな地域分析ツールや将来推計機能等を活用した分析手法についても説明を行うこと。
- ・ 研修会実施後に県が実施する市町村向けアンケートにおいて、質疑を募り、後日回答する。このため、受託者は、質疑への回答を作成の上、県に提出すること。

※ 県職員及び市町村職員が業務で使用するパソコンで利用可能な Web 会議ツール（Webex 又は Zoom）を使用して実施することとし、会議予約等の設定は受託者において行うこととする。

※ 市町村への開催通知や参加者のとりまとめ、開催後のアンケートは県において行う。

（２）アドバイザー派遣（対面・オンライン・メール）

- ・ 計画策定のスケジュールに合わせて、県が地域分析に関する 3 テーマ程度を設定し、各テーマに対し支援を希望する延べ 15 市町村程度を選定する。これに対して受託者は、地域分析及び支援にかかる知見・経験に富んだアドバイザーを派遣する。なお、各市町村の相談内容に柔軟に対応できるよう、派遣回数は県と受託者とで協議の上、決定する。

【テーマ及び実施時期の例】

テーマ（例）	実施時期（例）	対象（目安）
地域課題の整理と各種調査結果の分析	7 月頃	延べ 15 市町村程度
サービス見込み量の設定	9 月頃	
施策評価に係るデータ活用	10～11 月頃	

- ・ 市町村が自ら地域の状況を把握・分析し、その結果を計画策定や施策立案に活かすことができるよう、地域分析に必要なデータの見方、分析手法、指標の解釈、課題整理の視点等について助言を行うこと。
- ・ 制度改正や国通知等の最新動向を踏まえ、第 10 期計画に求められる内容に対応した分析について助言すること。また、必要に応じ、地域包括ケア「見える化」システムにおいてリリース予定の新たな地域分析ツールや将来推計機能等の活用についても助言を行うこと。
- ・ 分析に当たっては、第三者の技術等を侵害しない方法をとること。
- ・ 県は、希望した市町村へのアドバイザー派遣の助言概要を、速やかに県内市町村へ周知するものとする。このため、受託者はアドバイザー派遣の概要を A4 判 1～2 枚程度に取りまとめ、各市町村の派遣終了の都度、速やかに県へ提出すること。

【使用するデータソースの一例】 ※使用にあたり市町村の承諾が必要であるものを含む

地域包括ケア「見える化」システム／介護保険事業状況報告／業務分析データ／介護予防・日常生活圏域ニーズ調査／在宅介護実態調査／介護レセプト情報／国保データベース（KDB）システム

5 実績報告

委託業務完了後は、令和 9 年（2027 年）3 月 5 日（金）までに、委託者である熊本県に対して次のとおり成果物を紙媒体及びデータにより提出すること。

- ・ 上記 4 に係る業務完了報告書 1 部

※ 報告書全体は PDF、分析の際に作成した各種データは Excel 等編集可能な形式でも

提出すること。

6 特記事項

(1) 秘密の保持等

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、契約の履行に当たって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する。特に、メールの一括送信等を行う場合には、BCCによる送信を徹底する。

(3) 権利義務の譲渡等

受託者は、委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

(4) 再委託について

受託者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、県と協議を行わなければならない。

(5) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

(6) 本委託業務の経理の別について

この業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年後、これを保存しておかなければならない。

(7) 著作権について

本業務で作成された成果品の著作権は、県に帰属するものとする。

7 その他

(1) 委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、所為その他の物件を調査させることができる。

(2) 当仕様書に定めのない事項、又は当仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合、遅滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。

(別添)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により県に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ県に報告しなければならない。

3 受託者は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、県の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により県に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 受託者は、県の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を、県の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 受託者は、県の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、県が承諾した場合を除き、第三者(受託者に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 受託者は、県の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、県が受託者に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受託者は、県に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 受託者は、この契約による業務を処理するために県から引き渡され、又は受託者が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。また、受託者が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 受託者は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 県は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 県は、必要があると認めるときは、受託者における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに県に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、県の指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 県は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 県は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(参考様式 第4及び第7関係)

年 月 日

熊本県知事 様

(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について

令和8年度市町村介護保険地域分析支援業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第4及び第7」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

所属・役職	氏名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

--

※ 県の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

(参考様式 第13関係)

年 月 日

熊本県知事 様

(名称及び代表者の氏名)

個人情報が記録された電子情報の消去等について

令和8年度市町村介護保険地域分析支援業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報が記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。